第百三十六条の三第一項中「六十六人」を「六十二人」に改める。
第百三十七条第一項中「四十三人」を「四十人」に改める。
第百三十八条第一項中「六十五人」を「六十四人」に改める。
第百三十九条第一項中「百九十五人」を「百九十三人」に改める。
第百四十二条第一項中「五十八人」を「六十一人」に改める。
第百四十三条第一項中「五十人」を「五十一人」に改める。
第百四十四条第一項中「六十一人」を「六十四人」に改める。
第百四十五条第一項中「八十四人」を「八十五人」に改める。
第百四十五条の二第一項中「一人」を「七人」に改める。
第百四十五条の三を削り、第百四十五条の二の二第一項中「五人」を「二十四人」に改め、同条を第百四十五条の三とし、同条の次に次の一条を加える。

（保全対策官）

第百四十五条の四　河川国道事務所等を通じて保全対策官六十四人以内を置く。

2　保全対策官は、命を受けて、河川国道事務所等の所掌事務に関する公共土木施設（公園を除く。）の保全及び利用に関する事務のうち特定事項に関する事務をつかさどる。

第百四十六条第一項中「三十八人」を「二十六人」に改める。
第百四十七条第一項中「三十一人」を「十九人」に改める。
第百四十七条の二第一項中「十四人」を「四人」に改める。
第百四十八条の二の三を第百四十八条の二の四とし、第百四十八条の二の二を第百四十八条の二の三とし、第百四十八条の二第一項中「一人」を「二人以内」に改め、同条を第百四十八条の二の二とし、第百四十八条の次に次の一条を加える。

（総括構造物維持管理官）

第百四十八条の二　技術事務所を通じて総括構造物維持管理官一人を置く。

2　総括構造物維持管理官は、命を受けて、技術事務所の所掌事務に関する公共土木施設の維持管理に関する事務のうち特定事項に関する事務をつかさどり、及び構造物維持管理官のつかさどる事務を統括する。

第百四十八条の五第一項中「三十二人」を「三十一人」に改める。
第百四十八条の七第一項中「四十一人」を「四十二人」に改める
附則第十六条第二項中「二十二人」を「二十五人」に改める。
附則第十七条第二項中「六人」を「八人」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（用地対策官の設置期間の特例）

第十七条の二　第百四十三条の用地対策官のうち一人は、平成二十九年三月三十一日まで置かれるものとする。

別表第四東北地方整備局の項岩手河川国道事務所の項中「胆沢ダム工事事務所及び」を削る。
別表第四東北地方整備局の項胆沢ダム工事事務所の項を削る。
別表第四東北地方整備局の項鳴瀬川総合開発調査事務所の項中「田川ダム」を「筒砂子川筒砂子ダム」に改める。
別表第四東北地方整備局の項湯沢河川国道事務所の項中「玉川ダム管理所」を「成瀬ダム工事事務所及び玉川ダム管理所」に改める。
別表第四東北地方整備局の項能代河川国道事務所の項の次に次の一項を加える。

成瀬ダム工事事務所	湯沢市	成瀬川成瀬ダム　建設工事
		成瀬川成瀬ダムに係る河川　管理

別表第四東北地方整備局の項北上川ダム統合管理事務所の項中「胆沢川石淵ダム」を「胆沢川胆沢ダム」に改める。
別表第四関東地方整備局の項常陸河川国道事務所の項中

一般国道六号、五十号及び五十一号	改築及び修繕工事、維持その他の管理

を

一般国道六号、五十号及び五十一号	改築及び修繕工事、維持その他の管理
東関東自動車道水戸線	新設工事

に改める。
別表第四関東地方整備局の項京浜河川事務所の項中「海岸の保全に関する調査」を「海岸保全施設に関する工事及び水防警報」に改める。
別表第四関東地方整備局の項東京第二営繕事務所の項中「東京都墨田区」を「東京都江東区」に改める。
別表第四中部地方整備局の項沼津河川国道事務所の項中

静岡県伊豆半島沿岸及び駿河湾	海岸保全施設に関する工事及び水防警報
一般国道一号、百三十八号、二百四十六号及び四百十四号	改築工事

を

静岡県伊豆半島沿岸及び駿河湾	海岸保全施設に関する工事及び水防警報
一般国道一号、百三十八号及び二百四十六号	改築及び修繕工事、維持その他の管理
一般国道四百十四号	改築工事

に改める。
別表第四中部地方整備局の項静岡国道事務所の項中「、百三十八号、百三十九号及び二百四十六号」を「及び百三十九号」に改める。
別表第四中部地方整備局の項愛知国道事務所の項中

一般国道一号、十九号、二十二号、四十一号、百五十五号及び四百七十五号	改築工事
一般国道三百二号	改築工事

を

一般国道一号、十九号、二十二号、四十一号、百五十五号、三百二号及び四百七十五号	改築工事

に改める。
別表第四中部地方整備局の項三重国道事務所の項中「伊勢湾沿岸」の下に「及び熊野灘沿岸」を加え、「海岸保全施設に関する工事及び水防警報」を「海岸の保全に関する調査」に改める。
別表第四中部地方整備局の項木曽川下流河川事務所の項中「及び熊野灘沿岸」を削る。
別表第四中部地方整備局の項飯田国道事務所の項中「新設」の下に「、改築」を加える。
別表第四近畿地方整備局の項浪速国道事務所の項中「及び百六十三号」を「、百六十三号及び四百八十号」に改める。